

第1章 企画

企画政策課、資産経営課、行政総務課

第1節 総合計画・企画調整

少子高齢化の進行、人口減少社会への移行、ライフスタイルの多様化、防災・安全意識の高まり、グローバル社会の進展、環境・資源エネルギー問題の顕在化など大きな時代の変革の中で、行政に対する市民ニーズも多様化、高度化し、行政が担う役割はますます大きくなっている。また、地方分権の流れが一段と進む中で、住民に最も身近な自治体として、創意と工夫を活かしたまちづくりを進めることが必要である。一方、日本経済の動向をみると、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行する中、民需中心に緩やかに持ち直したものの、世界的な物価上昇下において、円安方向への為替変動に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する原油価格・物価高騰等により、国の財政も地方財政も依然として厳しい状況である。

これら山積する行政課題に対し、効率的な取組を行うためには、確かな指針とそれを支える具体的計画により、市民と一体となって行政運営に努めていくことが必要であり、計画の円滑な推進を図るためには、総合的な企画・調整の役割がより重要となっている。

1 総合計画の推進

(1) 経過

ア 新市建設計画（昭和36年3月決定）

計画期間（昭和35年度～昭和44年度、10年）

イ 平塚市総合開発計画（昭和45年2月決定）

計画期間（昭和45年～昭和64年、20年）

ウ 第二次平塚市総合開発計画（昭和55年1月決定）

計画期間（昭和55年～昭和69年、15年）

エ 新平塚市総合計画（昭和63年2月決定）

計画期間（昭和63年～平成22年、23年）

オ 平塚市総合計画（平成19年6月決定）

計画期間（平成19年度～平成28年度、10年）

カ 平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～ （平成28年2月策定）

本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念を持ち、まちづくりの推進を図っていくものとして、また、「人口減少（から生じる）問題の克服」と「地域経済活性化」を目的とし、国から策定を求められた「地方版総合戦略」と一体的に策定した。

基本計画 平成28年度～令和5年度 8年間

実施計画 令和5年度～令和7年度 3年間（3年間を見据えながら、毎年度見直し）

なお、次の分野別施策と重点施策を推進することで、自治基本条例で定めた「まちづくりの指針」を実現することとしている。

<分野別施策>

- ・本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるもの

「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」

「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

「自然と人が共生するまちづくり」

「活力とにぎわいのあるまちづくり」

<重点施策>

- ・分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえて取り組むもの

「強みを活かしたしごとづくり」

「子どもを産み育てやすい環境づくり」

「いくつになってもいきいきと暮らすまちづくり」

「安心・安全に暮らせるまちづくり」

また、自治基本条例に定める「市民が幸せに暮らすまち」を目指し、少子高齢化の進行、産業の活性化、安心・安全で暮らしやすいまちづくり、デジタル・脱炭素社会への移行といった人口減少社会における諸課題に対応するための重点戦略と、市政運営を総合的に進めるための分野別施策を位置付けた令和6年度を始期とする「平塚市総合計画～ひらつかVISION～」を令和6年2月に策定した。

(2) 進行管理

総合計画の適正な推進を図るため、財務会計システムと連携した行政評価システムによる進行管理を行っている。

令和5年度は、令和4年度に事業計画のあった実施計画事業について、同システムを活用して進行管理を行った。

2 政策決定・調整機能

市行政の重要な運営方針、施策等を審議するために庁議を開催している。また、市行政の円滑な運営を図るため、部長会議を開催するとともに、庁内調整の必要な案件について、関係部課での調整を行っている。

3 広域行政の推進

(1) 3市3町広域行政推進協議会

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町及び中井町が相互に連絡協調と融和を図るとともに、行政上の諸施策の共同化を推進し、もってこの地域の一体的な発展を図る目的で組織し、広域行政上の課題の解決に向けて、県に対する要望活動を行っている。

(2) 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する両市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図る目的で組織されている。

事業としては、市民交流、職員交流、防災に係る連携、その他の事業を推進し、広域連携を

図っている。

4 大学交流の推進

東海大学との交流事業は昭和61年4月、神奈川大学との交流事業は平成3年4月から開始し、大学からの審議会・研修会への人材派遣、地域行事への参加、実習生の受け入れ、施設利用の協力等を行っている。

市民・大学交流事業は、平塚市民・大学交流委員会により、文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光・産業の各分野において令和5年度は11事業が実施された。

5 職員提案・業務改善報告制度の推進

この制度は、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、行政運営の効率化及び市民サービスの一層の向上に寄与することを目的としており、職員提案は、自己の所属する課以外の課が所掌する事務又は事業に関する業務の改善提案を、業務改善報告は、自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。

令和5年度は、職員提案の募集を約2か月間、業務改善報告の募集を約4か月間に渡り実施し、職員提案42件、業務改善報告259件が提出された。その中から、職員提案8件、業務改善報告10件を表彰した。また、業務改善報告で、各課から推薦された報告の中から、庁内アンケート11位以下の報告者を対象に、無作為に10件抽選し、ピカ⑩イチ賞として褒賞対象とした。評価の高かった主な職員提案・業務改善報告として、次のものがあつた。

○職員提案 1級 男性職員の育児休業取得促進

○業務改善報告 改善1級 1分1秒でも早く「助けて」に応えます！スマートフォンアプリを活用した発生場所の把握

第2節 行財政改革の推進

1 行財政改革の取組

本市の行財政改革は、昭和60年12月に行政改革大綱を策定して以降、市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえた基本項目を定め、第1次から第7次にわたり取組を進めてきた。

第7次行財政改革（平成28年度から令和5年度まで）では、平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適」の考え方のもと、より高い効果が得られる行政サービスの「選択」と取り組むべき行政サービスへの経営資源の「集中」の理念に基づき、取組を進めた。

第7次の第2期（令和2年度から令和5年度まで）では、「平塚市行財政改革計画（2020-2023）」に基づき、第1期の優先課題である「民間活力の積極的活用による効率化」と「公共施設の総量縮減による持続的管理」に引き続き取り組むとともに、新たに「行政のデジタル化」を優先課題として位置付け、取組を進めた。令和5年度は、民間活力活用事業や公共施設総合的管理事業、ICT活用推進事業など26事業に取り組んだ。

こうした行財政改革に係る取組は、市長を本部長とする「平塚市行財政改革推進本部」において

進行管理し、その成果を広報ひらつかや市ホームページ等で公表することにより透明性を確保している。

また、第8次行財政改革（令和6年度から令和13年度まで）についても検討を行い、引き続き、行政サービスの向上やその効率的な実施に取り組んでいくとともに、今後の更なる人口減少や高齢化の進行等により様々な課題が顕在化する状況にあっても、必要な行政サービスを安定して提供することができる行財政運営を確立していくために、「行政サービスの向上」「行政サービスの最適化」「健全財政の維持」「人・組織の活性化・最適化」の4点を改革テーマに掲げ、取組を推進していくこととした。さらにその実現を図るため、第8次の第1期計画（令和6年度から令和9年度まで）として、22の事業、40の取組からなる「平塚市行財政改革計画（2024-2027）」を令和6年2月に策定した。

2 資産活用

ネーミングライツ導入推進事業においては、自主財源の確保とともに、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、ネーミングライツパートナーの募集を行っている。令和5年度は、平成28年4月から「イシックス馬入のお花畑」の愛称で導入した馬入・光と風の花づつみ、令和3年4月から「ABEMA 湘南バンク」の愛称で導入した平塚競輪場の2件のネーミングライツ契約を更新し、契約期間は、馬入・光と風の花づつみが令和11年3月まで、平塚競輪場が令和9年3月までとなった。

令和5年度末におけるネーミングライツ契約施設は16施設となっている。

指定管理者制度の推進では、令和6年4月に指定管理者を更新する平塚市土屋霊園、平塚市立軟式庭球場・平塚市立桃浜町庭球場・大神スポーツ広場、湘南ひらつかパークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広場、平塚市勤労会館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館及び平塚市営住宅及び共同施設の事業者選定を行った。令和5年度末の制度導入施設は38施設となっている。また、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づき、全施設を対象とする第一次評価（自己評価）、第二次評価（主管課評価）のほか、現指定期間3年目となる平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚栗原ホーム及び馬入ふれあい公園を対象とする第三次評価（外部委員を含む第三者評価）を行った。

第3節 自治基本条例の普及・啓発

地方分権一括法が施行され、地方分権時代が到来し、地方自治体は、国と対等・協力の関係に位置付けられ、住民の意思に基づいた自己決定や自己責任が求められている。また、住民自治の充実が叫ばれる中、住民との新たな協働の仕組みの構築を求められている。このような背景を踏まえ、住民と行政、あるいは議会が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的なルールを条例として定めたものが「自治基本条例」である。

平塚市自治基本条例は、平成18年9月平塚市議会定例会で可決され、平成18年10月1日に公布・施行した。

制定された自治基本条例を市民に広く周知するため、「平塚市自治基本条例の手引き」や「子ども版平塚市自治基本条例の手引き」、「ビジュアル版（絵葉書）」を随時配布するとともに、市職員研修な

どによる普及・啓発を図っている。

第4節 行政管理

1 時代の進展に対応する事務の展開

本市は、それぞれの時代背景の下、自主的・計画的に行政運営の効率化・簡素化に取り組んできた。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展や情報化社会への移行等、時代の大きな変化に伴って、行政需要の多様化・高度化は更に進むと想定されている。

加えて地方分権改革が進み、自らの地域のことは自らの責任において決定していくという地域主権の実現に向けて、地域の将来を見据えた自治のしくみづくりに取り組むことが求められるようになり、限られた財源を有効に活用し、ムリ・ムダをなくして効率的な行政運営を図ることによって健全な財政を保ち、将来にわたって持続可能な体制を整える必要がある。

自治基本条例や総合計画の理念に則り、市民の参加・参画による「協働」の自治を推進するために、改めて、市民の暮らしの視点に立って、職務と事務事業の目標を明確にして各部署の連携・調整を密にし、質の高い市民サービスを提供していくことが期待されている。

こうした観点から、組織体制の見直しを進め、令和5年4月1日現在、19部・81課・188担当となっている。

2 文書管理

ファイリング・システムにより、文書を迅速、正確に保管、保存して、いつでも取り出して利用できるように努めている。また、文書事務の効率化及び電子化を進めるため、平成17年度から文書管理システム（文書を電子的に処理するシステム）を導入し、令和4年度にシステム更新した。令和5年度は、文書の電子決裁が約74.4%を占めた。

庁内の印刷業務は、業務の合理化・効率化のため平成11年10月から民間委託している。平成12年10月には、従来のオフセット印刷に替えて高速印刷機及び軽印刷機を本格的に導入し、さらに平成22年度から高速印刷機2機体制で作業の効率化を図っている。

3 条例・規則等の制定

条例、規則その他規程の公布等は、平塚市公告式条例に基づいて市庁舎本館前の掲示場に掲示して行っているが、令和5年度に制定された条例、規則等の件数は、次のとおりである。

区分	条例	市長規則	市長規程	議会規則等	選挙委規程	監査委規程	農業委規則等	教育委規則等	公平委規則等	固評委規程	消防本部規程	病院規程	計
新設	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
改正	48	46	7	0	0	0	0	12	1	0	4	18	136
廃止	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

また、庁内及び市民の利便を図るため、平成13年8月に、これらの条例、規則等を庁内インターネットで検索・確認できるよう整備し、平成14年6月からインターネットで公開している。

第5節 統計

1 国及び県の主な統計調査

(1) 国の委託統計調査

- ア 学校基本調査（文部科学省）
- イ 就業構造基本調査（総務省）
- ウ 経済センサス（総務省・経済産業省）
- エ 国勢調査（総務省）
- オ 農林業センサス（農林水産省）
- カ 全国家計構造調査（総務省）
- キ 住宅・土地統計調査（総務省）

(2) 県の委託統計調査

- ア 神奈川県年齢別人口統計調査
- イ 神奈川県人口統計調査

2 刊行物

(1) 人口速報	毎月	毎月の人口の増減及び人口移動について、状況を明らかにし発表する。
(2) 平塚市統計書 (第49回)	年1回	平塚市の人口、経済、社会及び文化など各分野に渡る基本的資料を収録し、市政の現状及びその推移発展のあとを明らかにしたものである。

第2章 秘書・広報・広聴・シティプロモーション

秘書課、広報課、市民情報・相談課

第1節 秘書

1 名誉市民

本市の産業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をされ、広く市民の敬仰の的となっている方に対し、その功績と栄誉をたたえることにより、市民の敬慕の情をあらわすことを目的とし、昭和40年に制定された平塚市名誉市民条例に基づき、名誉市民の称号を贈っている。

これまでに名誉市民の称号を受けられた方

- (1) 河野一郎氏（昭和40年7月27日追贈）
- (2) 比企能達氏（昭和43年12月25日追贈）
- (3) 河野謙三氏（昭和58年9月30日贈）

2 市功労者

昭和27年に制定された平塚市功労者表彰条例に基づき、行政関係者のほか、産業経済、福祉、保健衛生等本市の公共の福祉の増進に尽力された方、また、教育、芸術、科学等本市文化の向上に寄与された方を、市議会の議決を経て、市功労者として表彰している。

これまでに功労者表彰を受けられた方は、令和6年3月31日現在、186人となっている。

第2節 広報

広報は、市民と行政を結ぶコミュニケーションの大きな手段であり、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティーFM放送など、さまざまなメディアの特長を生かしながら、本市の政策や市民生活に密着した情報を、市民が理解しやすいように発信している。また、日刊紙、テレビ局、ローカル紙などのメディアにも積極的に情報を提供している。

1 出版印刷広報

(1) 広報ひらつか

市政情報やまちの話題などを記事にまとめて発行している。

平成22年4月発行号から、情報をより分かりやすく市民に伝えるため、紙面構成を見直した。超高齢社会に対応するため文字を大きくし、写真などを多用することで、分かりやすい構成とした。併せて、色使いについては、視覚障がい者らに配慮した。また発行日についても、毎月1日・15日から第1金曜日・第3金曜日に変更し、ポスティングによる全戸配布を開始した。さらに、平成23年10月から、第3金曜日号も8ページ化した。

○形式 タブロイド判 第1・第3金曜日号8ページ（全面カラー）

○発行 毎月第1・第3金曜日（令和6年3月第3金曜日号は115,704部製作）

○配布 ポスティングで、発行日を含め3日間で全戸配布。

○経歴 昭和24年10月創刊、平成5年5月から月2回発行、令和6年3月末現在1243号。

○ウェブサイトの活用 平成11年7月15日号から、平塚市ウェブサイトなどで掲載内容を発信。平成25年12月、広報ひらつか1000号発行に合わせて「広報ひらつかデジタルアーカイブ」を公開。これまでの広報紙をデジタル化し、インターネットで閲覧できるようにした。

(2) 点字広報紙

「広報ひらつか第1・第3金曜日号」のほぼ全文を掲載し、希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○発行 毎月2回（令和6年3月第3金曜日号は31部製作）

○経歴 昭和45年4月創刊、令和6年3月末現在1016号

(3) 声の広報紙

「広報ひらつか第1・第3金曜日号」の内容を録音したデジター・CDを、社会福祉協議会などの協力を得て製作。希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○発行 毎月2回（令和6年3月第3金曜日号は29部製作）

(4) 電子書籍版広報紙

平成23年3月からスマートフォンなどで読めるEPUB形式の電子書籍版広報ひらつかの配信をしていたが、平成28年4月からはEPUB形式の配信を止め、代わりにスマートフォンやタブレットPC端末で広報紙が読めるアプリケーションソフトによる配信を開始した。最新号の発行に併せて自動的に端末に通知する機能や、記事をSNSでシェアできる機能などがある。令和元年8月からは、新たに多言語に対応したアプリケーションソフトによる配信を開始した。9言語での翻訳が可能のほか、文字の拡大や音声読み上げの機能などもある。

(5) 市民生活ガイドブック

転入者が本市で暮らし始めるときに戸惑うことがないように、転入手続きの際に市民課窓口で配布している。市の事業・制度、公共施設の利用案内などを掲載するとともに、歴史・文化・自然など市のあらましを紹介している。希望者には市庁舎本館1階総合案内、公民館などの公共施設や商業施設などで配布している。

○形式 A4判112ページ（フルカラー）

○発行 毎年1回（令和5年度分は3月に20,000部製作）

2 インターネット

平成8年12月に「平塚市ウェブサイト」を開設し、本市情報の発信を開始した。平成14年には全課から情報を発信している。平成19年2月にコンテンツ・マネジメント・システム（ウェブサイト管理するソフトウェア）を導入し、平塚市ウェブサイト全体をリニューアルした。これに伴い、各課での内容更新が可能となり、迅速で柔軟な対応ができるようになった。さらに、平成23年12月に再度リニューアルし、ウェブサイトに関する国内外の規格を満たせるようにした。デザインを一新し、情報分類を見直すとともに、シンプルで分かりやすいページ構成とした。また、平成15年5月から市議会会議録をインターネットで公開。平成18年9月からトップページにバナー広告（有料広告）

の掲載を開始した。平成 19 年 3 月から「よくある質問とその回答集（FAQ）」を掲載して、内容の改善及び充実を図っている。ほかにも、平成 24 年 4 月には 5 カ国語に対応した自動翻訳サービスを導入、平成 26 年 6 月には、トップページと第 2 階層、子育てページでスマートフォン専用画面を公開した。平成 29 年 3 月には 3 度目となる平塚市ウェブサイトの全面リニューアルを行った。リニューアルにあたり、ページの分類方法を見直し、知りたい情報を探しやすいウェブサイトへと刷新するとともにスマートフォンなどの機器に合わせて操作性を高めるウェブデザインを導入した。

○平塚市ウェブサイトアクセス件数 8,846,963 件

3 視聴覚広報

(1) 映像広報

市政の動きや市からのお知らせなどの番組を制作し、放送している。

ア ケーブルテレビ湘南チャンネル

○企画番組「ひらつかシングス」（6 本）

イ ビデオ・DVD の活用

本市が制作した番組のビデオや DVD を、図書館などで貸し出している。

ウ ウェブサイトの活用

平成 14 年 12 月から、平塚市ウェブサイトに「平塚市関連テレビ番組の紹介」（現：メディア情報）コーナーを開設し、番組の放送時間などの情報を発信している。また、平成 21 年 12 月からは「YouTube」でも映像番組を配信している。

(2) コミュニティー FM 放送

市からのお知らせ、行事、イベント情報などを FM 湘南ナパサで放送している。

○平塚市広報だより（内容は週替り）

○平塚市スポットアナウンス（緊急情報などを随時提供）

4 その他

(1) 報道発表

平塚記者クラブに加盟する新聞記者、放送記者及び地元報道機関に対して、定例記者会見を開催している。また、プレスサービスとして積極的に市政の報道発表を実施している。

平成 13 年 3 月から、平塚市ウェブサイトに「平塚市記者発表」を開設し、定例記者会見の内容を発信、さらに同年 5 月から記者発表資料も提供している。また、同年 11 月からは、報道機関に対して電子メールで記者発表資料を発信している。令和 5 年度の発信件数は 344 件。

(2) 広報板

市内各地に 68 基の広報板を設置し、毎月 2 回、各種の行政ポスターを掲出している。

(3) 広報車

市主催による各種大会や、パレードの先導などに活用している。

第3節 広聴

市民の声は「明るく住みよいまちづくり」、「市民本位の市政」を推進するための源であり、市民と行政との良好な相互関係を構築するための貴重な情報である。これら市政に対する市民の意見、提案などを積極的にとらえ、可能な限りこれを市政に反映するために、「市長への手紙」をはじめいろいろな広聴活動を行っている。

1 市長への手紙

(1) 専用封書

市民の声を積極的に聴取するため、昭和 55 年 5 月から実施している。

(2) 一般封書等

郵送によるもの、ファクスによるもの等がある。ファクスについては、平成 7 年 9 月から送信料市払いにより 24 時間受信可能なフリーダイヤル「なでしこファクス」を開設している。

(3) 広聴メモ

市職員一人一人が受けた行政に対する市民の声をその場でメモし、市政に反映させることを目的として昭和 42 年 9 月から実施している。

(4) 投稿フォーム

本市ウェブの中に、平成 10 年 5 月から「投稿フォーム」を開設している。

(5) 団体要望

各種団体や政党等から寄せられるもの。

2 市民と市長の対話集会

市民と協働して魅力あるまちづくりを進めるため、市民と直接対話を行うことで、市民の視点からの発想を生かした行政運営を推進していくとともに、市政への理解を深めてもらうことを目的として市民と市長の対話集会を実施した。

「市長と語ろう！ほっとミーティング」は新型コロナウイルス感染症の第 5 類移行を受けて対面で 4 回開催し、市内保育園の保育士とは、「保育のスマート化により、働きやすい職場を目指して」をテーマに開催し、10 人が参加した。文化芸術活動関係者とは、「みんなが文化芸術を楽しめるホールに」をテーマに開催し、6 人が参加した。農業従事者とは、「次世代にたくなく持続可能な農業について」をテーマに開催し、7 人が参加した。子育て支援団体とは、「子育てママが輝ける平塚」をテーマに開催し、6 人が参加した。

さらに、公益社団法人平塚青年会議所が主催した「ひらつかタウンミーティング」では、「地域振興」と「防災」をテーマに中学生 13 人と意見交換を行った。

3 広聴手段別の要望内訳

令和5年度は、市長への手紙（専用封書、投稿フォーム、ファクス、一般封書、広聴メモ等）及び団体要望の方法によって408通、1,368件の要望が市に寄せられた。

広聴手段別	通 数	件 数
市 長 へ の 手 紙	338	492
専 用 封 書	101	161
一 般 封 書	44	82
電 話	0	0
来 庁	0	0
広 聴 メ モ	6	10
なでしこファクス	0	0
投 稿 フ ォ ー ム	187	239
他 機 関 情 報 提 供	0	0
団 体 要 望	70	876
合 計	408	1,368

第4節 シティプロモーション

令和6年3月に第2次平塚市シティプロモーション指針及び新スローガン「あったかひらつか」を策定した。このスローガンには、「人や気候が『あったか』と「それもあったのかという気づきの『あったか』」の2つの意味が込められている。このスローガンを軸に、市民の平塚への愛着の醸成と対外的なイメージの向上を図っていくため、全庁を挙げてシティプロモーションの推進に取り組んでいる。

1 ご当地婚姻届

令和3年1月に平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏デザインのご当地婚姻届を導入した。ばらの花をモチーフにした華やかなデザインであり、全国どこの自治体の窓口でも提出できる公式な婚姻届である。

2 SNS を活用した魅力発信

Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram を活用し、市内のイベント情報や魅力的な風景などをタイムリーに発信している。令和 3 年 8 月には、平塚学園高等学校の写真部が公式アカウントに投稿する「テイクオーバー(乗っ取り)」イベントを県内で初めて実施し、令和 4 年度と令和 5 年度は、同校写真部のほか、東海大学観光学部とも実施した。

令和 6 年 3 月からは、新スローガン「あったかひらつか」のもと、ハッシュタグ「#あったかひらつか」を使い、新スローガンのイメージに合わせた写真の投稿を始めた。

3 動画による魅力発信

令和 3 年 12 月に制作した『「湘南ひらつか」で毎日を最高傑作に！』などをウェブ上で公開するとともに、ららぽーと湘南平塚やジアウトレット湘南平塚、新橋ファロシティビジョン、市内路線バス、横浜市営地下鉄、横浜市営バス、JR 横浜駅や JR 浦和駅構内のデジタルサイネージ等で放映した。

また、令和 6 年 3 月に新たな PR 動画「湘南ひらつかでそれぞれのライフスタイルを」を制作した。

4 平塚地下道ミュージアム

平塚まちなか美術館実行委員会に委託し、平塚駅前広場地下道内の階段と南北通路の壁面に、アート作品を展示する「平塚地下道ミュージアム」を平成 29 年 11 月に開設した。さらに、平塚駅前広場地下道内の西側通路の壁面を中心に、アート作品を展示する「続・平塚地下道ミュージアム」を平成 30 年 11 月に開設した。

5 湘南平に恋人たちのモニュメント「ainowa」の設置

平成 30 年 3 月に、高麗山公園レストハウス（湘南平）に、恋人たちなどが南京錠をかけたり記念撮影をしたりできるモニュメント「ainowa」を設置した。

6 定住促進魅力発信

(1) 定住促進ウェブサイト制作

「湘南で子育てするなら平塚市」をスローガンに定住面での平塚の魅力を幅広く発信し、市外からの転入者を増やすため、ウェブサイトで情報発信している。

(2) 交通広告の実施

11 月に JR 上野東京ライン・湘南新宿ライン、JR 埼京線、東武東上線に、12 月に JR 横浜線、JR 相模線に窓上ポスター広告を掲出した。

(3) 横断幕の掲出

小田原厚木道路と交差する岡崎架道橋、広川第二架道橋に「湘南で子育てするなら平塚市」の横断幕を掲出した。

7 ご当地ナンバープレート（原動機付自転車）

令和2年、平塚市オリジナルのご当地ナンバープレートを制作した。デザインは平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏による「海岸の夕陽」を採用した。市民税課で交付を行っている。



8 フォトスポット制作

令和2年10月に、湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen 内「湘南ひらつかビーチセンター」の壁面に、平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏のフォトスポットを制作した。

第3章 財政

財政課

第1節 財政

令和6年度当初予算の歳入歳出予算は、一般会計が1,002億5,000万円（対前年度比14.4%増）、特別会計5会計では907億6,070万円（対前年度比5.0%増）、病院事業会計は199億8,700万円（対前年度比12.1%増）、下水道事業会計は131億2,500万円（対前年度比5.5%減）となっており、全会計を合わせた予算額は2,241億2,270万円となり、前年度に比べ8.9%増となった。

令和5年度全会計における決算額（以下における額は、全て見込額）は、歳入歳出予算額2,290億4,797万2千円に対し、歳入決算額2,154億365万5千円（対前年度比2.2%減）、歳出決算額は、2,137億5,178万8千円（対前年度比1.5%減）であった。

このうち一般会計は、歳入歳出予算額1,047億6,534万7千円に対する歳入決算額は987億5,506万5千円、歳出決算額は952億7,409万2千円であった。歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越す事業に充てる財源7億4,027万6千円を差し引いた実質収支は27億4,069万7千円の黒字決算となり、単年度収支は7億1,377万2千円の赤字となった。また、単年度収支に積立金を加え、積立金の取崩しを差し引いた実質単年度収支においては4億5,018万2千円の赤字となった。

全会計における市債残高は961億3,936万1千円であり、前年度末現在高と比べると42億6,940万8千円（4.3%）の減となった。令和5年度の主な市債は、小中学校改修事業の8億6,610万円、中学校完全給食準備事業の6億2,700万円、臨時財政対策債の5億1,443万1千円などである。

1 予算

(1) 会計別予算額

（単位：千円）

区 分		令和5年度 当初予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 当初予算額
一 般 会 計		87,610,000	104,765,347	100,250,000
特 別 会 計	競輪事業特別会計	33,368,000	37,670,418	36,339,000
	国民健康保険事業特別会計	26,193,000	26,371,220	25,261,000
	水産物地方卸売市場事業特別会計	16,500	17,644	21,700
	介護保険事業特別会計	22,617,000	23,999,684	24,194,000
	後期高齢者医療事業特別会計	4,263,000	4,355,950	4,945,000
	計	86,457,500	92,414,916	90,760,700
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	17,822,000	18,186,222	19,987,000
	下水道事業会計	13,894,000	13,681,487	13,125,000
	計	31,716,000	31,867,709	33,112,000
合 計		205,783,500	229,047,972	224,122,700

注：最終予算額は、前年度からの繰越分を含む

(2) 一般会計款別予算額

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		比較(6-5年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
市税	43,713,436	49.9	44,282,203	44.2	568,767	1.3
地方譲与税	520,176	0.6	533,416	0.5	13,240	2.5
利子割交付金	20,000	0.0	10,000	0.0	△ 10,000	△ 50.0
配当割交付金	250,000	0.3	270,000	0.3	20,000	8.0
株式等譲渡所得割交付金	350,000	0.4	220,000	0.2	△ 130,000	△ 37.1
法人事業税交付金	600,000	0.7	700,000	0.7	100,000	16.7
地方消費税交付金	6,000,000	6.8	6,000,000	6.0	0	0.0
ゴルフ場利用税交付金	30,000	0.0	40,000	0.1	10,000	33.3
環境性能割交付金	100,000	0.1	140,000	0.1	40,000	40.0
地方特例交付金	260,000	0.3	1,392,685	1.4	1,132,685	435.6
地方交付税	1,661,000	1.9	2,081,000	2.1	420,000	25.3
交通安全対策特別交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	554,525	0.6	552,854	0.6	△ 1,671	△ 0.3
使用料及び手数料	1,634,655	1.9	1,686,658	1.7	52,003	3.2
国庫支出金	15,751,867	18.0	18,872,612	18.8	3,120,745	19.8
県支出金	6,973,500	8.0	6,891,485	6.9	△ 82,015	△ 1.2
財産収入	143,559	0.2	133,336	0.1	△ 10,223	△ 7.1
寄附金	96,040	0.1	128,035	0.1	31,995	33.3
繰入金	1,247,247	1.4	3,347,965	3.3	2,100,718	168.4
繰越金	1,300,000	1.5	1,300,000	1.3	0	0.0
諸収入	3,526,995	4.0	4,909,751	4.9	1,382,756	39.2
市債	2,847,000	3.3	6,728,000	6.7	3,881,000	136.3
計	87,610,000	100.0	100,250,000	100.0	12,640,000	14.4

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		比較(6-5年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
議会費	441,732	0.5	459,942	0.5	18,210	4.1
総務費	6,919,372	7.9	7,604,681	7.6	685,309	9.9
民生費	42,366,805	48.4	46,258,493	46.1	3,891,688	9.2
衛生費	7,537,367	8.6	8,710,736	8.7	1,173,369	15.6
労働費	330,621	0.4	334,937	0.3	4,316	1.3
農林水産業費	934,795	1.1	958,170	0.9	23,375	2.5
商工費	2,041,969	2.3	2,288,619	2.3	246,650	12.1
土木費	8,763,727	10.0	8,981,417	9.0	217,690	2.5
消防費	2,761,504	3.1	3,121,265	3.1	359,761	13.0
教育費	9,103,965	10.4	14,134,665	14.1	5,030,700	55.3
公債費	6,308,143	7.2	7,297,075	7.3	988,932	15.7
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	87,610,000	100.0	100,250,000	100.0	12,640,000	14.4

(3) 一般会計経費別予算額

(単位：千円、%)

区 分		令和5年度		令和6年度		比較(6-5年度)	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
義務的経費	人件費	17,183,866	19.6	17,634,179	17.6	450,313	2.6
	扶助費	26,742,672	30.5	29,134,138	29.1	2,391,466	8.9
	公債費	6,308,138	7.2	7,297,070	7.3	988,932	15.7
	計	50,234,676	57.3	54,065,387	54.0	3,830,711	7.6
投資的経費	普通建設事業費	4,104,627	4.7	8,947,139	8.9	4,842,512	118.0
	計	4,104,627	4.7	8,947,139	8.9	4,842,512	118.0
その他	物件費	13,522,442	15.4	15,193,477	15.1	1,671,035	12.4
	補助費等	10,310,413	11.8	10,888,230	10.9	577,817	5.6
	維持補修費	1,184,778	1.3	1,439,382	1.4	254,604	21.5
	繰出金	6,206,706	7.1	6,635,685	6.6	428,979	6.9
	積立金	140,438	0.2	1,176,780	1.2	1,036,342	737.9
	貸付金	1,805,920	2.1	1,803,920	1.8	△ 2,000	△ 0.1
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	33,270,697	38.0	37,237,474	37.1	3,966,777	11.9
合 計		87,610,000	100.0	100,250,000	100.0	12,640,000	14.4

2 決算

(1) 会計別決算額

(単位：千円)

区 分		歳入決算額		歳出決算額	
		令和4年度	令和5年度 (見込)	令和4年度	令和5年度 (見込)
一 般 会 計		100,579,723	98,755,065	96,270,223	95,274,092
特別会計	競輪事業特別会計	38,412,242	36,591,165	37,819,932	36,150,382
	国民健康保険事業特別会計	25,396,620	25,501,069	25,253,418	25,492,753
	水産物地方卸売市場事業特別会計	15,464	14,607	15,214	14,357
	介護保険事業特別会計	22,586,075	23,655,664	21,608,579	22,727,881
	後期高齢者医療事業特別会計	4,302,182	4,333,209	4,184,588	4,199,867
	計	90,712,583	90,095,714	88,881,731	88,585,240
公営企業会計	病院事業会計	17,536,594	16,611,200	18,357,619	18,022,817
	下水道事業会計	11,524,699	9,941,676	13,403,122	11,869,639
	計	29,061,293	26,552,876	31,760,741	29,892,456
合 計		220,353,599	215,403,655	216,912,695	213,751,788

(2) 一般会計款別決算額

歳 入

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		比較(5-4年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
市税	43,787,467	43.5	45,036,951	45.6	1,249,484	2.9
地方譲与税	518,569	0.5	522,844	0.5	4,275	0.8
利子割交付金	13,172	0.0	12,384	0.0	△ 788	△ 6.0
配当割交付金	264,650	0.3	305,531	0.3	40,881	15.4
株式等譲渡所得割交付金	202,632	0.2	338,388	0.4	135,756	67.0
法人事業税交付金	651,736	0.6	708,916	0.7	57,180	8.8
地方消費税交付金	6,125,009	6.1	6,121,951	6.2	△ 3,058	△ 0.0
ゴルフ場利用税交付金	42,752	0.0	43,171	0.1	419	1.0
環境性能割交付金	113,575	0.1	130,254	0.1	16,679	14.7
地方特例交付金	303,794	0.3	291,457	0.3	△ 12,337	△ 4.1
地方交付税	2,276,896	2.3	2,499,568	2.5	222,672	9.8
交通安全対策特別交付金	36,199	0.0	34,158	0.0	△ 2,041	△ 5.6
分担金及び負担金	539,833	0.5	538,953	0.5	△ 880	△ 0.2
使用料及び手数料	1,599,846	1.6	1,577,614	1.6	△ 22,232	△ 1.4
国庫支出金	22,466,049	22.3	21,738,107	22.0	△ 727,942	△ 3.2
県支出金	6,394,566	6.4	6,762,455	6.9	367,889	5.8
財産収入	860,618	0.9	356,717	0.4	△ 503,901	△ 58.6
寄附金	148,148	0.2	180,564	0.2	32,416	21.9
繰入金	2,538,936	2.5	121,246	0.1	△ 2,417,690	△ 95.2
繰越金	4,339,906	4.3	4,309,500	4.4	△ 30,406	△ 0.7
諸収入	4,376,456	4.4	3,769,908	3.8	△ 606,548	△ 13.9
市債	2,977,831	3.0	3,350,231	3.4	372,400	12.5
自動車取得税交付金	1,083	0.0	4,197	0.0	3,114	287.5
計	100,579,723	100.0	98,755,065	100.0	△ 1,824,658	△ 1.8

歳 出

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		比較(5-4年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
議会費	411,413	0.4	427,992	0.4	16,579	4.0
総務費	9,579,867	10.0	8,841,261	9.3	△ 738,606	△ 7.7
民生費	44,528,169	46.3	46,067,809	48.3	1,539,640	3.5
衛生費	8,999,415	9.4	8,531,683	9.0	△ 467,732	△ 5.2
労働費	328,957	0.3	330,484	0.3	1,527	0.5
農林水産業費	903,667	0.9	1,225,096	1.3	321,429	35.6
商工費	3,212,158	3.3	2,432,851	2.6	△ 779,307	△ 24.3
土木費	9,290,374	9.7	8,644,413	9.1	△ 645,961	△ 7.0
消防費	3,267,850	3.4	2,825,641	3.0	△ 442,209	△ 13.5
教育費	9,446,944	9.8	9,768,368	10.2	321,424	3.4
公債費	6,301,409	6.5	6,178,494	6.5	△ 122,915	△ 2.0
諸支出金	—	—	—	—	—	—
災害復旧費	—	—	—	—	—	—
計	96,270,223	100.0	95,274,092	100.0	△ 996,131	△ 1.0

(3) 一般会計経費別決算額

(単位：千円、%)

区 分		令和4年度		令和5年度		比較(5-4年度)	
		決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
義務的経費	人件費	16,554,521	17.2	16,304,015	17.1	△ 250,506	△ 1.5
	扶助費	27,889,088	29.0	30,146,170	31.6	2,257,082	8.1
	公債費	6,301,409	6.5	6,178,494	6.5	△ 122,915	△ 2.0
	計	50,745,018	52.7	52,628,679	55.2	1,883,661	3.7
投資的経費	普通建設事業費	5,672,742	5.9	5,992,077	6.3	319,335	5.6
	災害復旧事業費	—	—	—	—	—	—
	計	5,672,742	5.9	5,992,077	6.3	319,335	5.6
その他	物件費	16,161,642	16.8	14,188,953	14.9	△ 1,972,689	△ 12.2
	補助費等	8,899,060	9.2	7,483,890	7.9	△ 1,415,170	△ 15.9
	維持補修費	1,427,246	1.5	1,098,695	1.1	△ 328,551	△ 23.0
	繰出金	8,383,444	8.7	8,670,849	9.1	287,405	3.4
	積立金	2,390,202	2.5	2,871,626	3.0	481,424	20.1
	投資及び出資金	491,229	0.5	533,863	0.6	42,634	8.7
	貸付金	2,099,640	2.2	1,805,460	1.9	△ 294,180	△ 14.0
	計	39,852,463	41.4	36,653,336	38.5	△ 3,199,127	△ 8.0
合 計		96,270,223	100.0	95,274,092	100.0	△ 996,131	△ 1.0

(4) 公営企業会計決算額

(単位：千円)

病 院 事 業 会 計		収入決算額		支出決算額	
		令和4年度	令和5年度 (見込)	令和4年度	令和5年度 (見込)
収 益 的 収 支		16,034,674	15,422,331	15,440,579	16,214,620
資 本 的 収 支		1,501,920	1,188,869	2,917,040	1,808,197

下 水 道 事 業 会 計		収入決算額		支出決算額	
		令和4年度	令和5年度 (見込)	令和4年度	令和5年度 (見込)
収 益 的 収 支		8,096,517	7,917,990	7,622,877	7,340,356
資 本 的 収 支		3,428,182	2,023,686	5,780,245	4,529,283

3 市債現在高

令和6年5月31日現在（単位：千円）

区 分		前年度末 現 在 高	決算年度中増減額		決算年度末 現 在 高
			決算年度中 借 入 額	決算年度中 元金償還額	
一 般 会 計	普 通 債	33,294,919	2,835,800	3,746,386	32,384,333
	総 務	3,972,950	75,600	448,767	3,599,783
	民 生	1,253,121	28,500	176,180	1,105,441
	衛 生	3,623,301	89,200	711,514	3,000,987
	農林水産	347,646	146,000	60,787	432,859
	土 木	11,331,705	743,300	1,223,010	10,851,995
	住 宅	1,031,996		145,312	886,684
	消 防	1,876,360	133,000	198,247	1,811,113
	教 育	9,857,840	1,620,200	782,569	10,695,471
	災 害 復 旧 債	168,522		28,405	140,117
	そ の 他	21,940,357	514,431	2,197,434	20,257,354
	減収補てん債	238,602		29,805	208,797
	減税補てん債	317,148		130,315	186,833
	臨時財政対策債	21,384,607	514,431	2,037,314	19,861,724
	小 計	55,403,798	3,350,231	5,972,225	52,781,804
公 営 企 業 会 計	病院	11,808,897	858,800	512,530	12,155,167
	下水道	33,196,074	1,021,400	3,015,084	31,202,390
	小 計	45,004,971	1,880,200	3,527,614	43,357,557
合 計		100,408,769	5,230,431	9,499,839	96,139,361

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

4 市債現在高（利率別）

令和6年5月31日現在（単位：千円）

一般会計

区 分	5年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政 府 資 金	22,969,331	22,720,526	248,805				
内 訳	財 政 融 資	22,175,465	21,926,660	248,805			
	簡 保	359,864	359,864				
	郵 貯	434,002	434,002				
県 貸 付 金	2,836,700	2,831,887			4,813		
市 内 金 融 機 関	11,553,999	11,553,999					
地方公共団体金融機構	8,971,954	8,921,482	50,472				
共 済 等	6,449,820	6,449,820					
計	52,781,804	52,477,714	299,277		4,813		

病院事業会計

区 分	5年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
財 政 融 資							
市 内 金 融 機 関	859,062	859,062					
地方公共団体金融機構	10,569,901	10,569,901					
そ の 他 金 融 機 関	726,204	726,204					
計	12,155,167	12,155,167					

下水道事業会計

区 分	5年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政 府 資 金	11,318,710	6,311,749	4,131,285	404,167	302,464	158,456	10,589
内 訳	財 政 融 資	4,845,178	2,669,037	1,300,465	404,167	302,464	158,456
	簡 保	6,473,532	3,642,712	2,830,820			
県 貸 付 金	464,583	224,928	207,764	31,891			
市 内 金 融 機 関	1,513,657	1,513,657					
地方公共団体金融機構	17,305,440	15,208,470	2,031,373	65,597			
そ の 他 金 融 機 関	600,000	600,000					
計	31,202,390	23,858,804	6,370,422	501,655	302,464	158,456	10,589

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

第4章 市税

納税課・市民税課・固定資産税課

1 市税

(1) 令和5年度市税収入状況（決算見込）

（単位 千円）

区分		納税義務者数 (人)	予算額	調定額	収入額	徴収率 (%)
市民税		138,637	18,648,568	19,514,697	19,419,709	99.51
内 訳	個人	131,705	15,897,439	16,254,353	16,167,500	99.47
	法人	6,932	2,751,129	3,260,344	3,252,209	99.75
固定資産税		97,397	20,190,256	20,300,963	20,236,964	99.68
内 訳	土地家屋	94,662	16,821,647	16,923,815	16,861,135	99.63
	償却資産	2,723	3,302,450	3,310,989	3,309,670	99.96
	交付金	12	66,159	66,159	66,159	100.00
軽自動車税		80,833	553,263	562,757	555,868	98.78
内 訳	種別割	80,833	521,833	528,926	522,037	98.70
	環境性能割	-	31,430	33,831	33,831	100.00
市たばこ税		-	1,880,482	1,893,648	1,893,648	100.00
特別土地保有税		-	0	0	0	-
都市計画税		86,497	2,699,159	2,715,395	2,706,156	99.66
現年課税分計		-	43,971,728	44,987,460	44,812,345	99.61
滞納繰越分		-	261,428	737,884	224,606	30.44
市税合計		-	44,233,156	45,725,344	45,036,951	98.49

(2) 市税調定（現年課税分）の前年対比率

区分	4年度		5年度	
	構成 割合	調定額 伸率	構成 割合	調定額 伸率
市民税	43.0 %	2.2 %	43.4 %	3.8 %
個人	36.4	2.7	36.2	2.1
法人	6.6	△0.5	7.2	12.7
固定資産税	45.4	2.8	45.1	2.2
土地家屋	37.7	2.5	37.6	2.4
償却資産	7.5	4.5	7.4	1.4
交付金	0.2	3.7	0.1	△6.8
軽自動車税	1.2	5.9	1.3	3.2
種別割	1.1	3.8	1.2	2.9
環境性能割	0.1	58.3	0.1	8.2
市たばこ税	4.3	5.8	4.2	△0.2
特別土地保有税	0.0	-	0.0	-
都市計画税	6.1	2.1	6.0	2.0
計	100.0	2.7	100.0	2.8

(3) 市税の負担状況

区 分	4年度	5年度
1 世帯当たりの額	378,804 円	383,126 円
伸び率	1.1 %	1.1 %
市民1人当たりの額	169,863 円	174,258 円
伸び率	2.5 %	2.6 %

現年課税分調定決算見込額（令和5年度）

世帯数または人口（令和6年4月1日現在）

(4) 市税の徴収に要する経費に関する調べ

区 分		4年度	5年度
税収入額	1 市税	43,787,467 千円	45,036,951 千円
	2 個人の県民税	10,601,864	11,082,993
	3 合 計	54,389,331	56,119,944
徴 税 費	4 人件費	610,157	627,411
	5 需用費	41,874	58,767
	6 諸費	0	0
	7 その他	327,978	215,186
	8 合 計	980,009	901,364
個人県民税 徴収取扱費	9 合 計	419,536	420,212
税収入額に対 する徴税費の 割合	10 ⑧÷③	1.8 %	1.6 %
	11 (⑧－⑨) ÷ ①	1.3	1.1
徴税職員数	徴税職員	79 人	79 人
	その他の職員	0	0

2 市民税

(1) 市民税調定額及び納税者の調べ（現年課税分）

区 分			令和4年度				令和5年度			
			普通徴収分		特別徴収分		普通徴収分		特別徴収分	
			納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
個人	納税者	均等割のみ	人 626	千円	人 5,235	千円	人 615	千円	人 5,468	千円
		均等割・所得割	20,060		104,034		20,177		105,445	
		計	20,686	3,325,422	109,269	12,470,214	20,792	3,328,496	110,913	12,784,679
	納税者1人当たり課税額		121,547円				122,343円			
法人	区 分		納税者数		割合		納税者数		割合	
	納税者	均等割のみ	社 3,877		% 57.2		社 3,982		% 57.4	
		法人税割のみ	-				-			
		均等割・法人税割	2,903		42.8		2,950		42.6	
		計	6,780				6,932			
	区 分		納税者数		調定額		納税者数		調定額	
	納税者	均等割額	社 6,780		千円 782,838		)		千円 788,351	
法人税割額		2,903		2,109,690		2,950		2,471,993		
計		—		2,892,528		—		3,260,344		
1社当たり課税額			426,627円				470,332円			

5年度（決算見込）

(2) 課税標準額段階別所得区分総所得金額等（令和6年度当初課税）

課税標準の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税をした者		合 計	
	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円
10万円以下の金額	1	1,863	0	0	0	0	0	0	282	74,089	283	75,952
10万円を超え 100万円以下	22,193	32,568,596	1,169	1,819,931	25	46,637	10,619	15,345,498	308	497,903	34,314	50,278,565
100万円 " 200万円 "	29,558	77,149,969	1,027	2,779,025	15	39,804	4,297	10,368,841	336	901,722	35,233	91,239,361
200万円 " 300万円 "	20,346	78,678,190	672	2,588,759	11	40,714	1,185	4,333,200	292	1,134,239	22,506	86,775,102
300万円 " 400万円 "	10,804	55,969,327	358	1,741,076	4	19,908	478	2,277,871	202	1,058,676	11,846	61,066,858
400万円 " 550万円 "	7,958	53,022,884	276	1,733,472	2	13,248	320	1,941,257	197	1,286,935	8,753	57,997,796
550万円 " 700万円 "	2,688	22,493,978	144	1,151,337	2	14,800	171	1,335,503	121	981,456	3,126	25,977,074
700万円 " 1,000万円 "	2,034	21,389,271	106	1,099,792	0	0	172	1,741,941	104	1,063,352	2,416	25,294,356
1,000万円を超える金額	1,452	28,179,045	161	4,279,082	0	0	215	3,787,282	159	3,824,351	1,987	40,069,760
合 計	97,034	369,453,123	3,913	17,192,474	59	175,111	17,457	41,131,393	2,001	10,822,723	120,464	438,774,824

「市町村税課税状況等の調」から引用

(3) 所得者区分別所得割額等(令和6年度当初課税)

所有者区分	納税 義務者数	構成比	総所得金額等	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額 控除額等	所得割額
	人	%	千円	千円	千円	千円	千円	千円
給与所得者	97,034	80.55	369,453,123	130,284,281	239,168,842	14,344,945	2,004,219	12,340,726
営業等所得者	3,913	3.25	17,192,474	5,139,119	12,053,355	722,993	89,551	633,442
農業所得者	59	0.05	175,111	73,171	101,940	6,114	732	5,382
その他の所得者	17,457	14.49	41,131,393	17,408,491	23,722,902	1,422,427	238,126	1,184,301
分離課税をした者	2,001	1.66	10,822,723	2,857,556	24,180,891	963,583	123,072	840,511
計	120,464	100.0	438,774,824	155,762,618	299,227,930	17,460,062	2,455,700	15,004,362

「市町村税課税状況等の調」から引用

3 諸税

(1) 軽自動車税（種別割）

ア 調定状況（現年課税分）

区 分		令和4年度		令和5年度	
		課税台数	調定額 円	課税台数	調定額 円
原動機付自転車	第一種（50cc以下）	14,804	30,167,300	14,190	28,975,000
	第二種（51～90cc以下）	1,064	2,128,000	1,090	2,180,000
	第二種（91～125cc以下）	6,637	15,928,800	6,853	16,447,200
	小 計	22,505	48,224,100	22,133	47,602,200
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,597	3,832,800	1,608	3,859,200
	その他のもの	325	1,917,500	341	2,011,900
	小 計	1,922	5,750,300	1,949	5,871,100
軽自動車	二 輪	4,591	16,527,600	4,651	16,743,600
	三 輪	2	9,200	2	9,200
	四 輪	10,324	51,209,100	10,525	52,770,600
		36,371	365,662,800	36,893	377,849,700
	小 計	51,288	433,408,700	52,071	447,373,100
二輪の小型自動車		4,477	26,862,000	4,680	28,080,000
合 計		80,192	514,245,100	80,833	528,926,400

5年度（決算見込）

イ 異動台数

年度	区分	原動機付自転車			小型特殊車		軽自動車				二輪の 小 型 自動車
		第一種 (50cc 以下)	第二種 (51～ 90cc)	第二種 (91～ 125cc)	農耕用	その他	二 輪	三 輪	四 輪		
									貨物	乗用	
4	登録	2,348	213	1,346	129	24	937	0	2,556	9,494	1,707
	廃車	2,769	183	1,076	129	19	792	0	2,414	9,009	1,354
5	登録	2,113	161	1,243	119	35	952	0	2,577	10,341	1,704
	廃車	2,364	162	995	111	25	944	1	2,325	9,210	1,614

（注）ミニカー・特定原付は、原動機付自転車（50CC以下）に含む。

（注）ご当地ナンバー含む

(2) 軽自動車税（環境性能割）

ア 調定状況（現年課税分）

月	令和4年度		令和5年度	
	台数（台）	払込額（円）	台数（台）	払込額（円）
4	143	3,150,600	118	2,779,100
5	174	3,813,600	139	3,077,600
6	105	2,294,100	121	2,585,700
7	120	2,244,200	132	2,971,100
8	135	2,752,200	104	2,374,900
9	145	2,996,100	106	2,365,700
10	85	1,856,900	103	2,496,700
11	119	2,566,400	133	3,198,900
12	125	2,758,700	115	2,740,800
1	112	2,322,100	138	3,596,000
2	89	2,014,400	95	2,437,300
3	104	2,503,700	154	3,206,700
計	1,456	31,273,000	1,458	33,830,500

(3) 市たばこ税

区 分		5 年度
売渡し本数		289,006,697本
税 率		6,552円 / 1,000本
税 額		1,893,647,791円
1か月平均税額		157,803,983円
伸 率	売渡し本数	△0.2%
	税 額	△0.2%

4 固定資産税

(1) 調定状況（現年課税分）

区 分			4 年 度	5 年 度
純 固 定 資 産 税	課税標準額（円）	土地	620,635,109,000	621,170,216,000
		家屋	583,852,472,000	611,657,137,000
		償却資産	233,196,303,000	236,494,376,000
		計	1,437,683,884,000	1,469,321,729,000
	調定額（円）	土地	8,643,047,800	8,653,205,300
		家屋	7,880,741,900	8,270,610,000
		償却資産	3,264,802,700	3,310,988,900
		計	19,788,592,400	20,234,804,200
	納税者（人）	土地・家屋	94,388	94,662
		償却資産	2,680	2,723
		計	97,068	97,385
交付金	調定額（円）	交付金	70,949,400	66,159,100
		計	70,949,400	66,159,100
固定資産税調定額（円）			19,859,541,800	20,300,963,300

注：5年度は決算見込み

(2) 土地（法定免税点以上）

区 分		地積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	筆数 (筆)	㎡当たりの 平均価格 B/A (円)
5 年度	一般田	6,924,836	782,949	10,530	113
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・市街化田	203,974	8,128,208	800	39,849
	一般畑	7,219,510	555,779	13,538	77
	勧告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・市街化畑	519,340	27,309,148	1,751	52,584
	宅 地	22,683,752	1,616,408,032	130,029	71,258
	一般山林	3,474,941	135,666	3,064	39
	介在山林	92,690	167,886	265	1,811
	原 野	105,199	4,687	54	45
	雑種地	3,634,925	81,888,458	10,183	22,528
	計	44,872,907	1,735,383,359	170,243	38,673
6 年度	一般田	6,184,705	782,375	10,522	127
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・市街化田	42,303	1,764,500	189	41,711
	一般畑	7,190,199	553,396	13,498	77
	勧告遊休畑	5,539	850	14	153
	介在畑・市街化畑	415,298	22,960,936	1,359	55,288
	宅 地	22,881,108	1,698,015,992	131,862	74,210
	一般山林	3,470,046	135,456	3,067	39
	介在山林	91,524	160,373	261	1,752
	原 野	105,199	4,687	54	45
	雑種地	3,687,928	85,554,221	10,255	23,198
	計	44,081,012	1,809,934,323	171,091	41,059

注：「固定資産概要調書」より

(3) 家屋（法定免税点以上）

区		分	棟数 (棟)	床面積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	㎡当たりの 平均価格 B/A (円)		
5年度	木 造	専用住宅	53,268	5,656,165	189,204,036	33,451		
		併用住宅	1,914	242,151	4,174,186	17,238		
		附属家	3,124	123,037	616,423	5,010		
		アパート	2,596	554,502	18,651,064	33,636		
		事務所・銀行・店舗	770	77,253	2,107,134	27,276		
		工場・倉庫	398	50,405	416,515	8,263		
		その他	147	13,162	464,789	35,313		
		計	62,217	6,716,675	215,634,147	32,104		
	非木造	住宅・アパート	11,760	3,657,919	195,281,421	53,386		
		その他	7,327	4,340,411	198,862,803	45,817		
		計	19,087	7,998,330	394,144,224	49,278		
合 計			81,304	14,715,005	609,778,371	41,439		
6年度	木 造	専用住宅	53,728	5,708,687	191,015,115	33,460		
		併用住宅	1,873	237,215	4,067,825	17,148		
		附属家	3,036	120,270	597,867	4,971		
		アパート	2,586	556,200	18,632,855	33,500		
		事務所・銀行・店舗	765	77,162	2,100,941	27,228		
		工場・倉庫	481	52,391	415,483	7,930		
		その他	58	10,872	453,801	41,740		
		計	62,527	6,762,797	217,283,887	32,129		
	非木造	住宅・アパート	12,229	3,724,391	201,996,278	54,236		
		その他	7,305	4,384,027	206,300,867	47,057		
		計	19,534	8,108,418	408,297,145	50,355		
		合 計			82,061	14,871,215	625,581,032	42,067

注：「固定資産概要調書」より

(4) 償却資産（法定免税点以上）

区 分			課 税 標 準 額 (千円)	
			5 年 度	6 年 度
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	個 人	2, 177, 341	2, 574, 916
		法 人	58, 326, 797	77, 020, 552
		計	60, 504, 138	79, 595, 468
	機械及び装置	個 人	291, 613	313, 759
		法 人	85, 298, 167	125, 701, 028
		計	85, 589, 780	126, 014, 787
	船 舶	個 人	2, 336	12, 519
		法 人	187, 992	179, 898
		計	190, 328	192, 417
	航 空 機	個 人	0	0
		法 人	0	218
		計	0	218
	車両及び運搬具	個 人	225	462
		法 人	1, 144, 245	1, 283, 460
		計	1, 144, 470	1, 283, 922
	工具・器具及び備品	個 人	582, 381	712, 725
		法 人	35, 852, 750	39, 890, 145
		計	36, 435, 131	40, 602, 870
	小 計	個 人	3, 053, 896	3, 614, 381
		法 人	180, 809, 951	244, 075, 301
		計	183, 863, 847	247, 689, 682
地方税法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	49, 191, 540	48, 627, 538
		計	49, 191, 540	48, 627, 538
	県知事が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	731, 080	647, 859
		計	731, 080	647, 859
	小 計	個 人	0	0
		法 人	49, 922, 620	49, 275, 397
		計	49, 922, 620	49, 275, 397
地方税法第 743 条第 1 項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			0	0
合 計	個 人	3, 053, 896	3, 614, 381	
	法 人	230, 732, 571	293, 350, 698	
	計	233, 786, 467	296, 965, 079	

注：「固定資産概要調書」より

第5章 財産管理

資産経営課、庁舎管理課

第1節 市有財産

市有財産（土地・建物等）は行政財産と普通財産に分類しており、行政財産の管理に関する事務は、使用又は所管する課の長が分掌している。行政財産とは、市有財産のうち市が公用（公用財産）又は公共用（公共用財産）に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産には市庁舎、消防庁舎などの施設があり、公共用財産には学校、公営（市営）住宅、公園、公民館、幼稚園、保育園、福祉会館、図書館、博物館などの施設がある。

普通財産の管理に関する事務は、資産経営課長が分掌している。普通財産とは、行政財産以外の一の市有財産で、貸付地、貸付建物、空地などがある。

これらの他に有価証券（株券）、出資による権利、基金などがある。

市有財産管理に関する必要事項については、平塚市市有財産規則に基づき運用している。

市有財産状況

(単位 m²)

区 分		土地（地積）	建 物		
			木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積計
公 用 財 産	市庁舎	28,059.50	6.62	40,875.71	40,882.33
	消防施設	13,384.51	0.00	8,668.09	8,668.09
	その他の施設	10,127.22	354.58	2,263.11	2,617.69
公 共 用 財 産	学校	812,490.68	1,485.37	319,752.17	321,237.54
	公営住宅	88,723.58	903.21	72,527.22	73,430.43
	公園	695,943.56	510.57	65,576.18	66,086.75
	その他の施設	555,290.78	1,866.75	124,691.09	126,557.84
行 政 財 産 計		2,204,019.83	5,127.10	634,353.57	639,480.67
普 通 財 産 計		222,496.26	388.85	65,561.79	65,950.64
合 計		2,426,516.09	5,515.95	699,915.36	705,431.31

(単位 千円)

有価証券	出資による 権 利	基金		
142,570	1,006,549	財政調整基金	現金	7,132,621
		河口対策事業基金	現金	47,140
		〃	債券	450,000
		国民健康保険基金	現金	310,047
		競輪事業基金	現金	1,586,488
		競輪場施設整備基金	現金	2,256,598
		庁舎建設基金	現金	489,899
		環境みどり基金	現金	625,630
		〃	債券	1,189,190
		下水道事業環境整備基金	現金	12,166
		〃	債券	149,704
		文化振興基金	現金	33,283
		介護保険給付費支払準備基金	現金	1,403,476
		公共施設整備保全基金	現金	4,873,846
		子ども・子育て基金	現金	2,528,422
		協働のまちづくり基金	現金	19,152
		森林環境譲与税基金	現金	52,835

第2節 車両管理

本市では、庁用自動車を集散的に管理しており、修理、定期点検整備、各種自動車保険への加入、また、事故防止のための安全運転指導を行うなど、効率的な管理に努めている。

1 車両状況

(単位 台)

区分	計	市長室	企画政策部	総務部	産業振興部	公営事業部	福祉部	健康・こども部	環境部	まちづくり政策部	都市整備部	土木部	教育委員会	消防	市民病院
乗用関係車	10	1	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
バス	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
清掃関係車	53	0	0	0	0	0	0	0	50	0	2	1	0	0	0
衛生関係車	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0
建設関係車	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0
消防関係車	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	1
用車	126	0	1	30	8	1	11	14	7	4	13	15	19	2	0
その他	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
計	287	4	1	35	8	1	11	14	59	4	16	39	22	67	5

注：ほかに原動機付自転車21台、共用自転車17台

2 安全運転対策

庁用自動車の安全運転管理体制として、道路交通法第74条の3の規定に基づく正副安全運転管理者を設け、交通事故の防止に努めている。また、交通事故の処理については、損害賠償及び求償の履行方法等の調査、審議を行う「庁用自動車損害賠償等審査委員会」を設置し、適正かつ円滑に処理している。

なお、安全運転対策としては、安全運転推進と事故防止を目的とした安全運転研修会や自身の運転時の性格を診断するOD式安全性テストなどを実施している。

第3節 市庁舎

昭和39年11月9日に旧本庁舎、消防庁舎を開設し、昭和42年6月に附属庁舎として車両センターを開設した。その後、行政需要の増大に伴い庁舎の狭あい化が進んだため、昭和52年10月に新館（本館建設に伴い平成26年6月から名称を「別館」に変更）を開設した。

本館は、耐震性の確保、庁舎の狭あい化や窓口の分散化の解消、市民サービスの向上などを目的に、平成23年度から建設工事に着手し、平成26年5月21日の1期工事完成を経て、平成29年12月28日に全体が完成した。

1 庁舎の概要

(1) 本 館（地上8階、地下2階）

ア 敷地面積	16,403.28 m ²
イ 建物延床面積	33,392.62 m ²
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）、免震構造
エ 基礎	ベタ基礎
オ 電気設備	受変電設備、自家発電設備、直流電源装置、各照明設備、電気時計、火災報知設備、放送無線、中央監視装置、雷保護設備、議員出退表示設備、コージェネレーション設備
カ 給排水衛生設備	受水槽、冷却塔、雑用水槽、消火水槽、加湿・冷却塔用水槽、各階給湯室、各階洗面所、消火栓
キ 空気調和換気設備	遠心冷凍機、吸収式冷温水機、AHU、FCU、チラーユニット、パッケージ型空気調和機、ウォールスルー、全熱交換機、加湿器、送風機
ク エレベーター設備	乗用エレベーター6基、エスカレーター2基（上り1基、下り1基）
ケ 電話設備	デジタル交換機
コ 附帯設備	地下灯油タンク（45,000ℓ 1基）

(2) 別 館（地上3階）

ア 敷地面積	4,380.20 m ²
イ 建物延床面積	5,165.70 m ²
ウ 構造	鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）
エ 基礎	独立基礎

2 保守管理の委託状況

市庁舎の清掃、冷暖房機械の運転・保守管理等については、管理上の適正化、人事管理の合理化運営、管理経費の効率化から業者に委託している。

第6章 出納・物品

契約検査課、会計課

第1節 出納の概況

本市における出納事務は、昭和61年度から一部電算化、平成11年度から財務会計システム導入、また、平成12年9月から公共料金の口座自動振替払を取り入れ、事務の合理化を図っている。この公金の出納事務を取り扱う指定金融機関及び出納取扱金融機関は、横浜銀行・スルガ銀行・平塚信用金庫の順に1年交替制をとっており、令和5年度は6月まではスルガ銀行が、7月からは平塚信用金庫が担当している。この担当金融機関が開設する市役所派出所における出納事務については、午前9時から午後4時まで行っている。また、市税等の収納事務を取り扱う指定代理金融機関を11行(指定金融機関として非当番の2行を含む)、収納代理金融機関を6行指定し、市民の利便性の向上を図っている。

物品の出納については、共通物品(15品目)を指定し、これらの一括購入によって経費の節減に努め、払い出しは原則として第2・第4水曜日の午前9時30分から午前11時までと限って計画的に行っている。また、備品については財務会計システムによる備品台帳管理を行い、事務の効率化を図っている。

出納事務取扱件数

(単位 件)

区分 年度	収入原符 (収入件数)	支 出 命 令 書				
		口座振込	払込	郵便振替	小切手払	窓口払
4	1,506,145	56,130	2,444	0	0	1,147
5	1,496,159	53,722	3,053	0	0	1,198

第2節 物品購入及び契約

1 契 約

(1) 物品関係等入札参加登録業者の資格審査、物品購入契約

登録業者数

	計	市内	市外
令和5年4月1日現在 ※一般委託・物品の延べ件数	6,388 社	386 社	6,002 社

※一般委託・物品の両方に登録している業者は、財務会計システムの統計データ上、それぞれ1件として集計する。

物品購入取扱実績

契約依頼数	総数	契約総額
935 件	1,291 件	341,922 千円

第7章 工事検査

契約検査課

本市が発注した建設工事が、設計のとおり適正に施工されたか検査をしている。令和5年度の完成検査、出来高検査及び中間技術検査の結果は、適正に施工されていた。

1 検査状況

部課名 金額(万円)	種別	産業 振興部	都市整備部			土木部			教育 委員会	計
		農水産 課	みどり公 園・水辺 課	建築 住宅課	都市整 備課	道路 管理課	道路 整備課	下水道 整備課	教育 施設課	
以上～未満 130 ～ 500	完 成			2			4	3	2	11
	出来高									
	中 間									
500 ～ 1000	完 成	1	1	5			3	4		14
	出来高									
	中 間									
1000 ～ 3000	完 成	1	2	4		1	3	7	3	21
	出来高									
	中 間									
3000 ～ 17000	完 成	3	1	5			7	4	22	42
	出来高									
	中 間						3	3	4	10
17000 ～	完 成			1				2		3
	出来高			1				1		2
	中 間			1					1	2
計	完 成	5	4	17		1	17	20	27	91
	出来高			1				1		2
	中 間			1			3	3	5	12
合計										105

第8章 人事・福利厚生

職員課

第1節 職員の定数

1 職員の定数と現員

令和6年4月1日現在

部 局 別		定数（人）	現員（人）
市長の事務部局の職員		1,287	1,195
議会の事務部局の職員		17	13
選挙管理委員会の事務部局の職員		8	8
監査委員の事務部局の職員		9	9
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員		340	262
農業委員会の事務部局の職員		9	7
消防職員	消 防 吏 員	287	263
	一 般 職 員	3	2
市民病院の職員		815	687
計		2,775	2,446

※休職者及び育児休業をしている者並びに消防吏員のうち初任の教育中の者及び国に派遣中の者は、定数外扱いとしている。

第2節 職員研修

1 研修の動向

職員研修は、分権時代を担う自律的な人材を育成することを目的とし、職員が持つ創造性や自主性等を十分にいかしつつ、管理職員のマネジメント能力及び政策立案能力の向上を図ることを重点に実施してきた。

令和5年度は「平塚市職員育成基本方針」に基づき、「市民と共に考え、何事にもチャレンジする職員」の育成を目指し、これまで以上に職員の持つ創造的かつ個性的な能力を引き出し、「自分磨きは自分で」を基本姿勢として、集合研修、職場研修、派遣研修及び自己啓発支援の4つのカテゴリーに位置付け、研修を実施した。

集合研修では、規模を縮小して実施していた研修を、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染拡大前の水準まで戻し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。

派遣研修では、各行政分野における事務事業の専門化に対応するため、各種研修専門機関等への派遣を通じて業務遂行能力の強化を図った。

自己啓発支援では、職員の能力開発の基本と考え、学ぶ時間と場所を自由に選択しやすいeラーニング講座を実施した。

2 研修実施結果

(1) 集合研修

研修講座名	主な実施内容
ア 基本研修	
新採用職員研修	ビジネスマナー、市の概要、服務、福祉体験、メンタルヘルス、採用から現在までの振り返り、地方自治法、地方公務員法、フォローアップ、各部の業務など
採用2年目職員研修	民法、タイムマネジメント
採用3年目職員研修	行政法、説明力強化
採用4年目職員研修	政策法務、企画力・業務改善
採用5年目職員研修	キャリアデザイン、行革・総合計画、男性職員の育児休業、ハラスメントへの対応
イ 昇格後研修	
主任研修	組織における自身の役割への理解や自己管理スキルの習得
主査4級研修	根拠に基づく政策立案（EBPM）
主査5級研修	チームの中間的なリーダーシップの役割
主管研修	チームマネジメント、平塚市の行政知識（財政、人権施策と男女共同参画プラン、障害者差別解消法について）
ウ 管理職研修	
新任課長研修	課長職のマネジメントと職場の活性化
新任担当長研修	地方自治体職員のマネジメント
管理者セミナー	自律型職員を育てる人材育成
エ 能力開発研修	
ファシリテーター養成研修	会議能力向上のための知識
共働力量アップ研修	少数精鋭で変革期を乗り切るための能力の習得
オ 行政基本講座	
基礎知識研修	災害対応、契約、会計、税金、財政、文書、議会の基礎知識
カ 特別研修	
人事評価制度（評価者）	評価者の役割と具体的な評価の方法
人事評価制度（被評価者）	人事評価制度と被評価者の役割
コンプライアンス研修	管理職という立場からのコンプライアンス遵守
働き方改革研修	事業のスクラップ手法等の理解
ダイバーシティ研修	「ダイバーシティ&インクルージョン」についての理解
女性職員キャリアデザイン 座談会	女性職員に共通するキャリア課題についての理解
苦情とクレームの捉え方を変 える接遇講座	「苦情・クレーム」の捉え方を変える考え方の習得
高齢期職員研修	役職定年等制度の意義と、自身に求められる役割についての理解
平塚市・茅ヶ崎市合同研修	「苦情・クレーム」の捉え方を変える考え方の習得

(2) 派遣研修

自治大学校、市町村職員中央研修所、市町村振興協会、全国建設研修センター、国土交通大学校、国土交通省、環境省、デジタル庁、神奈川県、後期高齢者医療広域連合、花巻市、電通、その他の機関

(3) 自己啓発支援

eラーニング講座

第3節 福利厚生

職員及び家族の生活の安定や健康、福祉の向上を図ることを目的とした福利厚生事業を行った。

1 健康管理

職員及び家族の医療は、神奈川県市町村職員共済組合等の医療保険にて必要な給付が行われている。

職員の健康管理については、定期的に健康診断等を行い、疾病の早期発見、早期治療に努めている。また、メンタル不調に対応するため、「心の健康診断（ストレスチェック）」によるセルフケアの勧奨や、職場環境の改善を行っている。さらに、メンタルヘルスの保持増進のため、適宜、セルフケア研修会を開催している。

【 健康診断等種類 】

定期健康診断、雇入時健康診断、特別健康診断（情報機器従事者健康診断・深夜業務健康診断等）、消化器健康診断（教育委員会の希望者のみ）、人間ドック、B型肝炎予防接種・破傷風予防接種（特定職員）、心の健康診断（ストレスチェック）

2 福利厚生事業委託

(1) 委託先

職員で構成する平塚市職員共済会に委託

(2) 令和5年度の主な委託事業内容

ア 厚生事業

総合健康診断（人間ドック）助成

イ 文化・体育事業

サークル活動助成

第9章 デジタル化

デジタル推進課

本市は、デジタル化を展開するための基本的な考え方を示す「平塚市デジタル化基本方針」を定めてデジタル化に取り組んでいる。

1 デジタル化の推進

(1) 平塚市デジタル化基本方針

デジタル化が進んだ先のまちの姿『デジタルの活用により、一人ひとりが安心して快適に暮らせるまち』の実現に向かってデジタル化を展開するための基本的な考え方を示す。

【展開方針】

方針1 暮らしのデジタル化

方針2 行政内部のデジタル化

方針3 情報セキュリティの確保

【位置付け】

平塚市総合計画とこれに連なる平塚市行財政改革計画を上位の計画とし、それらの各施策を着実に実行するための一つの手段である「デジタル化」に関する方針として位置付ける。

(2) 平塚市デジタル化基本方針【アクションプラン】

基本方針の展開方針に沿ったデジタル化を着実に進めるため、具体的な事業内容やスケジュールを整理し明らかにしたアクションプランを策定し取り組んでいる。

(3) 新たな基本方針及びアクションプランの策定

上位計画である総合計画と行財政改革計画が2023年度末で計画期間を満了し、新たに2024年度を計画期間の初年度とする「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」と「平塚市行財政改革計画（2024-2027）」が策定されたことから、これらと整合性を図るとともに、国や県の動向を踏まえた見直しを行い新たに「平塚市デジタル化基本方針（2024-2027）」と「平塚市デジタル化基本方針【アクションプラン（2024-2026）】」を策定した。令和6年度からは、この基本方針等により取組を進めていく。

【目指す姿】

デジタルの活用により、一人一人が便利で快適に暮らせる社会

【展開方針】

方針1 暮らしのデジタル化

方針2 行政のデジタル化

方針3 情報セキュリティの確保

2 暮らしのデジタル化

(1) ほっとメールひらつか

防犯情報や行方不明者情報、火災情報、地震風水害情報、警戒情報、子育て情報、光化学ス

モック情報などを、登録されたメールアドレスへ配信している。

(2) 市LINE公式アカウント

令和2年6月に市LINE公式アカウントを開設し、令和3年7月には、受信者側で受け取る情報を選択できるセグメント配信機能を追加して情報取得の利便性を高め、幅広い年代に市のイベント情報や街の四季の風景、防災行政無線情報などを配信している。

(3) 公衆無線LAN

公共施設利用時の利便性向上を目的として、平成30年から公衆無線LANを整備し、公共施設12か所でサービスを提供している。

(4) 公開型地理情報システム

平成30年3月から公開型地理情報システムに認定路線網図等、市が保有する地理情報を掲載しており、54種類の情報を公開している。このシステムは、市民や事業者が市役所に来庁せずとも、パソコンやスマートフォンなどを利用して、いつでも、手軽に地理情報を入手できるようにするため、地図とそれに関連する地理情報をデータ化し、インターネット上に、視覚的に公開している。

(5) オープンデータ

平成27年12月1日に地域経済の活性化、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による公共サービスの実現に向けて、平塚市オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、データの整備を進めた。平成27年度には市ホームページにオープンデータライブラリを開設し避難所データ及びAED設置場所データを公開し、以降、順次、公開データの充実を図っており、30種類のデータを公開している。

(6) 公共施設予約システム

平成6年2月から「公共施設予約システム」を稼働している。このシステムは、スポーツ施設や文化施設の情報をコンピュータで集約し、利用申請手続きを統一して、一元的に行うことができるものである。午前6時から午後11時まで、インターネットで施設の抽選申し込みや抽選結果の確認、空き施設の予約照会ができ、抽選で当選した施設や空き施設申込みで予約したスポーツ施設における利用料のオンライン決済が可能となっている。また、文化施設においては窓口でのキャッシュレス決済を行っている。

(7) 窓口手続きサービス

令和5年1月から窓口における手続きを、より分かりやすく、円滑にして、来庁者の負担を軽減することを目的に、「手続きナビ」、「申請書作成サポート」及び「ノーライト」の各システムを稼働している。

(手続きナビ)

自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネット上で引っ越しや出産などのライフイベントに応じた手続きと、その申請書や持ち物を案内するサービス

(申請書作成サポート)

自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネット上で申請書などが簡単に作成できるサービス

(ノーライト)

市役所窓口での各種手続きの申請書作成時に、マイナンバーカードに格納されている氏名や住所等の情報を専用端末で読み取り、自動で申請書を作成するサービス

3 行政内部のデジタル化

(1) 基幹情報システム

住民記録システム、税システム、国民健康保険システム、介護保険システム、児童手当システムなどの基幹情報システムやネットワークの監視を行うなど適切なセキュリティ対策を実施し、システムの円滑な運用と適切な保守を行っている。

(2) 庁内行政情報システム

平成 11 年度に財務会計システムを導入し、以来、グループウェア（電子メールやスケジュール管理などグループでの情報共有システム）、文書管理システム、庁内地理情報システム、庶務事務システムなどの庁内行政情報システムの整備・運用を行ってきた。平成 14 年度からは、順次職員へのパソコン配備を進め「一人 1 台体制」の整備と市庁舎及び市関係施設を繋ぐ庁内 LAN（イントラネット）の構築を行った。

令和 2 年度に、WEB 会議環境を整備し、非接触による会議を開催するとともに、テレワーク環境を整備し在宅勤務を実施するなど、デジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組んでいる。

4 情報セキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシー

本市が持つ情報資産をさまざまな脅威から保護するために、基本方針並びに対策基準で構成される平塚市情報セキュリティポリシーを平成 15 年 12 月に策定し、以来、日進月歩で進化する新たな情報セキュリティ上の脅威に対応するため、情報セキュリティポリシーを適切に改正し、情報セキュリティ対策の強化を図ってきた。また、令和 2 年 3 月に CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置し、情報セキュリティインシデントの未然防止に取り組むとともに、インシデント発生の際には速やかな対処と再発防止に努めている。

(2) 情報セキュリティ監査

平成 28 年度から全面改正した情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ内部監査を実施しており、令和 5 年度は 24 課の監査を実施した。

(3) ICT 部門における業務継続計画

大規模災害の発生時や感染症拡大時においても、必要な情報システムの稼働を確保することにより市民生活への影響を最小限に抑えることを目的に、ICT 部門における業務継続計画（ICT-BCP）を策定した。

情報システムの継続性の強化、適切な維持管理に取り組むとともに、この計画に基づき、災害時の適切な対応に向け、研修・訓練等を行っている。

第10章 情報公開・個人情報保護

市民情報・相談課

第1節 情報公開

市民参加による公正で開かれた市政の実現を目指すため、平成5年7月1日に施行した平塚市公文書公開条例を廃止し、新たに平成15年7月1日に平塚市情報公開条例を施行した。

本市における情報公開制度は、主として、行政文書の公開制度により構成しているが、これを補完する情報提供についても拡充に努めている。

なお、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、平塚市情報公開条例を改正し、非公開情報を見直すとともに、公開請求に係る手数料に関する規定等の整備を行った。

令和5年度における運用状況は次のとおりである。

1 行政文書公開請求・申出の状況

行政文書公開 請求件数	任意的公開 申出件数	合 計
36件	40件	76件

2 行政文書公開請求・申出の実施機関別内訳

実 施 機 関 名	件 数
市長	56 (26)
教育委員会	19 (13)
選挙管理委員会	0 (0)
公平委員会	0 (0)
監査委員	0 (0)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
病院事業管理者	2 (1)
議会	0 (0)
合 計	77 (40)

() 内は申出件数。

※1つの請求で複数の実施機関にまたがっているものがあることから、請求等の件数と異なる。

3 行政文書公開請求・申出の処理内訳

区 分	行政文書 公開請求 件 数	任意的 公開申 出件数	合 計 件 数
公 開	13	22	35
一 部 公 開	17	14	31
拒 否	3	2	5
審 査 中	3	0	3
取 下 げ	3	2	5
合 計	39	40	79

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、請求等の件数と異なる。

4 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	1
(平塚市情報公開審査会に諮問)	1
審議件数	2
(答申件数)	0
(次年度へ継続審議)	2
取下げ	0

5 附属機関等の会議公開状況

	附属機関	懇話会等	その他の会議	合 計
附属機関等の数	72	9	5	86
会議開催数	171	12	23	206
(公開)	99	3	23	125
(一部公開)	15	3	0	18
(非公開)	57	6	0	63
傍聴者があった会議数	15	0	4	19
傍聴者数	25	0	9	34

第2節 個人情報保護

市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、平成7年7月1日に平塚市個人情報保護条例を施行した。

なお、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当該条例を廃止し、本市でも同法により本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護と適正な運用を図っている。

同法が条例に委任している事項を定めた「平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定した。(令和5年4月1日施行)

令和5年度における運用状況は次のとおりである。

1 利用状況（簡易開示は除く）

請求区分	請求件数
開 示	45 件
訂 正	1 件
利用停止	0 件
合 計	46 件

2 開示請求等処理内訳（簡易開示は除く）

請求区分	開 示	訂 正	利用停止	合計件数
開 示	26	1	0	27
部分開示	13	0	0	13
不 開 示	8	0	0	8
審 査 中	0	0	0	0
取 下 げ 等	1	0	0	1
合 計	48	1	0	49

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、実際の請求件数と処理内訳の件数が異なる。

3 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	0
(平塚市個人情報保護審査会への諮問)	0
審議件数	0
(答申件数)	0
(次年度へ継続審議)	0

4 平塚市個人情報保護審査会への 諮問状況

	件 数
諮問件数	0
審議件数	0
(承認)	0
(不承認)	0
(取り下げ)	0

5 個人情報ファイル簿登録状況

	登録数
市長	197
教育委員会	11
選挙管理委員会	1
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	2
固定資産評価審査委員会	0
病院事業管理者	2
合 計	213

6 簡易開示の状況

簡易開示請求があつた試験	簡易開示件数
9	22

7 平塚市個人情報保護安全管理措置基準 8-2
 (1) (電子計算機による外部委託等) に基づく
 登録件数 233 件

8 個人情報の漏えい事故等の件数 22 件

